

事 務 連 絡
令和7年6月16日

各都道府県・指定都市 保健統計担当 御中

厚生労働省政策統括官付参事官付
人口動態・保健社会統計室 計析第一係
計析第二係

令和7年度人口動態調査(職業・産業)における
職業・産業欄の記入について

人口動態調査の実施につきましては、日頃から特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年4月1日から来年3月31日までの事件発生分における人口動態調査の職業・産業欄の記入につきまして、別紙のとおり改めて周知いたします。

貴管内の保健所及び市区町村への周知につきましても、よろしくお取りはからいください。

なお、別紙の記入方法を含めた職業・産業欄の記入方法等については、配布しております令和7年度人口動態調査(職業・産業)必携や、政府共通NW/LGWAN掲示板に掲載しておりますFAQ(よくある問い合わせと回答)をご参照ください。

調査票の職業・産業欄が漏れなく記入されるよう、今後とも調査の円滑な実施のため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■政府共通NW/LGWAN掲示板掲載場所

件名: 令和7年度人口動態調査(職業・産業)の各種資料について
(都道府県・指定都市・保健所・市区町村向け)

URL: [https://gsbbs.gex.hq.admix.go.jp/令和7年度人口動態調査\(職業・産業\)の各種資料/](https://gsbbs.gex.hq.admix.go.jp/令和7年度人口動態調査(職業・産業)の各種資料/)

【担当連絡先】

厚生労働省政策統括官付参事官付
人口動態・保健社会統計室 計析第一係、第二係
電話: 03-5253-1111 (内線7470, 7472)

＜各届書の職業・産業欄が空欄の場合＞

各届書の職業・産業欄が空欄となっている場合は、届出人へ可能な限り照会いただくことをお願いしております。

照会の結果、回答を得られなかった場合は、有職か無職か判断が付かないことから、不詳の「99」を入力ください。照会の結果、有職者ではあるものの職業や産業が不詳の場合は、職業・産業不詳の「88」を入力ください。いずれにしても、記入対象年齢であるにもかかわらず職業・産業欄が空欄のまま提出することのないようご注意ください。

なお、空欄を修正した場合において、修正した旨の備考欄への記入は不要です。

(参考) 令和7年度人口動態調査(職業・産業)必携 108 ページ抜粋

問4 代理人や郵送等による届出で、職業・産業欄の記入不備や無記入があった場合、照会する必要があるか。

答 職業・産業欄は、戸籍法及び戸籍法施行規則によって記載しなければならない事項であるので、記入不備等がある場合はできるだけ照会していただきたい。

問5 届出人が「職業・産業」の記入を拒否した場合、届出人との対応はどうするのか。

答 届出人に調査の趣旨、記載方法及びプライバシーの保護等について説明し、協力を依頼する。それでも拒否する場合は、そのことのみをもって届書の受理を拒むことはできない。その場合は、調査票に移記する際、「99 不詳」と処理していただきたい。なお、備考欄にその旨を記載する必要はない。

(参考)

プライバシーの保護について

- 1 国家公務員法第100条第1項及び地方公務員法第34条第1項により、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」等とされていること。
- 2 各届書の職業・産業の記載は具体的職業名を記載せず、「職業・産業例示表」に示した職業(産業)分類名又は番号でもよいこととしていること。
- 3 人口動態調査の各調査票は統計法第39条～第43条が適用され、秘密の保護、統計目的以外の利用制限及び調査票等の関係書類の適正管理が課せられていること。
- 4 結果表上、特定の個人が明らかにならないよう配慮していること。

＜出生票及び死産票における「嫡出でない子」の父母の職業欄について＞

人口動態調査オンライン報告システムにて、「嫡出でない子」の調査票については、父の職業は空欄とし、母の職業のみ入力してください(父欄に入力制限がかかっている場合は、一度「嫡出子」としていただき、修正後「嫡出でない子」に戻してください。)

アラートが残る場合は、確認欄(出生は(9)、死産は(7))にチェックを入れて登録してください。